

「平成 20 年 10 月 6 日臨時理事会で決定した暫定措置」(「参考」参照。本年 12 月末まで延長)を、さらに来年 3 月末まで再延長(3ヶ月)することが決定されましたので連絡致します。
(平成 21 年 11 月 26 日理事会決定)

暫定措置を講じる原因となった国内の ST・食衛法検査機関の検査滞留はかなり緩和されていますが、暫定措置を終了するには、これまで暫定措置に協力して頂いた海外の検査機関の取扱いを検討する必要があります。その中で、2 月 19 日、厚生労働省から「本年末で先行サンプルを廃止する」旨の通知が出されました。

これに対し、当協会から厚労省に対し、先行サンプルに替わる新たな制度の設置を要請し、8 月 7 日、厚労省から、一定の要件を満たした試験成績書を食品衛生法・品目登録制度で受け入れる旨の通知が出されました。

これにより、先行サンプルに替わって、品目登録制度で対応することとなりましたが、玩具企業の受検行動(国内・海外どちらで検査を受けるか)を含め、その実施状況を注視する必要があり、海外の検査機関の取扱いは、その点で慎重に対応・判断することが必要です。

つきましては、先行サンプル廃止と品目登録制度への切替対応を優先して進めておりますので、当面、暫定措置を3ヶ月延長することとしたものです。

なお、本措置による試験成績書の国内 ST 指定検査機関への受入は、試験成績書の発行の日から 1 年としております。
(海外ST検査機関(CMA, HKST)の試験成績書の受入期間(1 年)に準じた扱いとする。)

【参考】平成20年10月6日臨時理事会で決定した暫定措置

3ヶ月（本年一杯）の暫定期間を設け、（国内・海外の）ST検査機関での検査の迅速化、及び食品衛生法に係る海外指定検査機関の食品衛生法検査への円滑な動員を図ることができるよう、ST検査について次の対応を行う。

（1）食品衛生法に対応する試験項目については、ST基準・試験方法によらないで、食衛生法の基準・試験方法によっても良いこととする。

（但し、「塗膜（PVC塗膜を含む。）の8元素試験」は行うこととする。）

（参考） ST検査と食品衛生法検査で異なる試験項目・試験方法（抄）

	食衛生法検査	ST検査
着色料の溶出 試験	玩具の種類毎に検査 繊維・紙・木製についての、溶出特例	玩具の種類毎・基材の色毎に検査 繊維・紙・木製についての、より厳格な溶出特例
PVC, PE 材質試験	玩具の種類毎に検査	玩具の種類毎・基材の色毎に検査 PVCについて上乘せ基準
塗装（PVC塗膜を含む。）の有害金属溶出試験	鉛、カドミウム、ヒ素の3元素の検査	8元素の検査 繊維試料採取の上乗せ基準
フタル酸試験 （口に接触することを本質とする指定玩具）	DEHP DINP	DEHP, DBP, BBP, DINP, DIDP, DNOP
フタル酸試験 （上記以外の指定玩具）	DEHP	DEHP, DBP, BBP

（2）暫定期間内に、国内登録検査機関・海外指定検査機関が実施した食品衛生法検査結果（但し、「塗装（PVC塗膜を含む。）の8元素」「フタル酸試験」^{（注）}の検査結果のあるもの）を、対応する検査項目について、ST検査（第三部）の検査結果として受け入れる。

（注）フタル酸試験 口に接触することを本質とする指定玩具は、6種のフタル酸（DEHP, DBP, BBP, DINP, DIDP, DNOP）を検査
それ以外の指定玩具は、3種のフタル酸（DEHP, DBP, BBP）を検査

（参考） ST検査と食品衛生法検査の対応する検査項目

- 着色料の溶出試験
- PVC・PE 材質試験
- 塗装（PVC塗膜を含む。）の有害金属溶出試験
- PVC塗装の有害金属溶出・材質試験
- 金属製アクセサリーの鉛溶出試験
- フタル酸試験（DEHP/DINP）
- ゴム製おしゃぶり試験